奈良県告示第二百五十二号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）第三条第一項及び第四条第一項第三号の規定により、土地の区域及び建築物の用途を次のとおり指定した。

なお、関係書類を、奈良県土木部まちづくり推進局建築課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

市町村	土地の区域	建築物の用途の指定に係る土地の区域	建築物の用途
御所市	大字池之内、大字室、大字蛇穴及び大字西寺田の各一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号。以下「規則」という。）第三条第四号に掲げるものを除く。	大字池之内、大字室、大字蛇穴及び大字西寺田の各一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。	規則第六条第二号に掲げる建築物の用途、同条第三号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの、同条第四号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）並びに同条第五号に掲げる建築物のうち平成十四年総務省告示第百三十九号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害

及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類Ｆ－製造業のうち、小分類一二五－その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち細分類一二五四－靴下製造業、小分類一二二－ニット製外衣・シャツ製造業、小分類一七六－医薬品製造業、小分類一九三－工業用プラスチック製品製造業、小分類一九九－その他のプラスチック製品製造業、小分類二〇二－ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業、小分類二一四－革製履物製造業のうちゴム製靴製造業、サンダル製造業及び同付属品製造業、中分類二三－鉄鋼業、中分類二四－非鉄金属製造業、中分類二五－金属製品製造

業、中分類二六―一般機械器具製造業、中分類二七―電気機械器具製造業、中分類二八―情報通信機械器具製造業、中分類二九―電子部品・デバイス製造業、中分類三〇―輸送用機械器具製造業、中分類三一―精密機械器具製造業、小分類〇九九―その他の食料品製造業のうち細分類〇九九九―他に分類されない食料品製造業のうち葛製造業及び小分類一三九―その他の木製品製造業（竹、とうを含む。）のうち細分類一三九九―他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む。）のうち桐材製品（家具・下駄箱・箱等）製造業を営む工場の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）